

自治体名	北海道虻田郡ニセコ町	新潟県柏崎市
条例名	ニセコ町まちづくり基本条例	新潟県柏崎市市民参加のまちづくり基本条例
施行年月日	平成12年12月27日	平成15年3月20日
条文数	57条	21条
体系 (内容)	<p>目次 前文 第1章 目的(第1条) (目的) 第2章 まちづくりの基本原則(第2条—第5条) (情報共有の原則) (情報への権利) (説明責任) (参加原則) 第3章 情報共有の推進(第6条—第9条) (意思決定の明確化) (情報共有のための制度) (情報の収集及び管理) (個人情報保護) 第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条—第13条) (まちづくりに参加する権利) (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) (まちづくりにおける町民の責務) (まちづくりに参加する権利の拡充) 第5章 コミュニティ(第14条—第16条) (コミュニティ) (コミュニティにおける町民の役割) (町とコミュニティのかかわり) 第6章 議会の役割と責務(第17条—第24条) (議会の役割) (議会の責務) (議会の組織等) (議会の会議) (会議の公開) (議会の会期外活動) (政策会議の設置) (議員の役割及び責務) 第7章 町の役割と責務(第25条—第35条) (町長の責務) (就任時の宣誓) (執行機関の責務) (政策法務の推進) (危機管理体制の確立) (組織) (審議会等への参加) (意見・要望・苦情等への応答義務等) (意見・要望・苦情等への対応のための機関) (行政手続の法制化) (法令の遵守) 第8章 まちづくりの協働過程(第36条—第39条) (計画過程等への参加) (計画の策定等における原則) (計画策定の手続) (計画進行状況の公表) 第9章 財政(第40条—第45条) (総則) (予算編成) (予算執行) (決算) (財産管理) (財政状況の公表) 第10章 評価(第46条・第47条) (評価の実施) (評価方法の検討) 第11章 町民投票制度(第48条・第49条) (町民投票の実施) (町民投票の条例化) 第12章 連携(第50条—第53条) (町外の人々との連携) (近隣自治体との連携) (広域連携) (国際交流及び連携) 第13章 条例制定等の手続(第54条) (条例制定等の手続) 第14章 まちづくり基本条例の位置付け等(第55条・第56条) (この条例の位置付け) (条例等の体系化) 第15章 この条例の検討及び見直し(第57条) (この条例の検討及び見直し) 附 則</p>	<p>目次 前文 第1章 総則(第1条—第6条) (目的) (用語の定義) (基本理念) (市民の役割と責任) (市の役割と責任) (情報の共有) 第2章 参画と協働の仕組み(第7条—第15条) (市民参画と協働の対象) (市民参画の時期) (市民参画の方法) (情報の公表) (市民参画の結果の取扱い) (市民の自発的な提案等の取扱い) (審議会等の委員) (市民参画の評価) (条例の検討) 第3章 雑則(第16条) (委任) 附 則</p>

自治体名	新潟県上越市	新潟県新発田市
条例名	上越市自治基本条例	市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例
施行年月日	平成20年3月28日	平成19年3月14日
条文数	44条	16条
体系 (内容)	<p>目次 前文 第1章 総則(第1条—第4条) (目的) (定義) (自治の基本理念) (自治の基本原則) 第2章 市民の権利及び責務(第5条・第6条) (市民の権利) (市民の責務) 第3章 市議会の権限及び責務等(第7条—第9条) (市議会の権限) (市議会の責務) (市議会議員の責務) 第4章 市長等の権限及び責務等(第10条—第14条) (市長の権限) (市長の責務) (市長以外の執行機関の権限) (市長以外の執行機関の責務) (市の職員の責務) 第5章 市政運営(第15条—第30条) (市政運営の基本原則) (総合計画) (財政運営) (情報共有及び説明責任) (情報公開) (個人情報保護) (審議会等) (パブリックコメント) (苦情処理等) (行政手続) (評価) (外部監査) (政策法務) (法令遵守) (公益通報) (危機管理) 第6章 都市内分権(第31条・第32条) (都市内分権) (地域自治区) 第7章 市民参画、協働等(第33条—第37条) (市民参画) (協働) (コミュニティ) (人材育成) (多文化共生) 第8章 市民投票(第38条) 第9章 国、県及び他の自治体等との関係 (国、県等との関係) (他の自治体等との連携) (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第10章 最高規範性(第42条) 第11章 見直し等(第43条・第44条) (見直し) (改正手続) 附 則</p>	<p>目次 前文 第1章 総則(第1条—第6条) (目的) (用語の定義) (基本理念) (市民の役割と責任) (市の役割と責任) (情報の共有) 第2章 参画と協働の仕組み(第7条—第15条) (市民参画と協働の対象) (市民参画の時期) (市民参画の方法) (情報の公表) (市民参画の結果の取扱い) (市民の自発的な提案等の取扱い) (審議会等の委員) (市民参画の評価) (条例の検討) 第3章 雑則(第16条) (委任) 附 則</p>